

希望番号予約業務運営要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務運営要領は、平成9年8月4日付自管60号運輸省自動車交通局長通達及び同年同日付自管第61号運輸省技術安全部管理課長通達(以下「通達」という。)に基づき、自動車登録番号標交付代行者である当会が行う希望番号の予約業務の実施の方法について基本的事項を定め、以て業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とします。

(事務所の所在地)

第2条 当会が希望番号の予約を行う事業場(以下「予約センター」という。)の所在地は、次のとおりです。

岐阜市日置江2648番地2(一般社団法人岐阜県自動車会議所内)

高山市新宮町830番の7(一般社団法人岐阜県自動車会議所飛騨事務所内)

(業務取扱日)

第3条 予約センターにおいては、次に掲げる日を除き業務を取り扱います。

- 1) 日曜日及び土曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(業務受付時間)

第4条 予約センターの業務受付時間は、次のとおりです。

午前8時45分から午前11時45分まで

午後1時から午後4時30分まで

- 2 予約センターは、前項の規定にかかわらず、必要があるときは業務受付時間を変更することがあります。
- 3 インターネットによる業務受付は、第1項の規定にかかわらず24時間365日利用可能とします。但し、システムメンテナンス等によるシステム停止期間を除きます。

第2章 希望番号の予約業務

(予約業務の管理方法)

第5条 予約センターは、予約業務を公正、的確かつ迅速に行うため、電子情報処理組織により管理運営に当たります。

- 2 前項の電子情報処理組織は、無停電電源装置を備えるほか、大規模災害等緊急時にも速やかに復旧し得る機能を保有するものとします。

(希望番号の対象と種類)

第6条 希望番号予約の対象は、自動車登録番号のうち、自動車登録規則（以下「規則」という。）第13条第4号に掲げる四桁以下のアラビア数字（以下「番号」という。）です。

2 希望番号は、抽選の対象とする番号（以下「抽選対象希望番号」という。）及びそれ以外の番号（以下「一般希望番号」という。）の2種類とします。

(希望番号の申込の受付等)

第7条 希望番号の申込の方法には、予約センターに出向いて申し込む方法、郵送等により申込書を予約センターに送付して申し込む方法及びインターネットにより申し込む方法があります。

2 予約センターに出向いて申し込む方法

次の各号のいずれかの方法によって予約センターに申し込む

(1) 予約センターに配置する受付端末機にて二次元バーコード付きの申込書を作成して所要事項を記入のうえ、予約センターの窓口で申し込む。

(2) 希望番号システム指定のファイル形式で、所要事項を入力したファイルを、可搬記憶媒体（USBメモリー）に格納し、予約センターの窓口で持参して申し込む。

(3) 希望番号システムの提供する希望番号申込書作成ツールを用いて作成した二次元バーコード付き申込書に所要事項を記入のうえ、予約センターの窓口で持参して申し込む。

3 郵送等により申し込む方法

次の各号のいずれかの方法によって予約センターに申し込む。

(1) 希望番号システムの提供する希望番号申込書作成ツールを用いて作成した二次元バーコード付き申込書に所要事項を記入のうえ、次のいずれかを添えて郵送する。

①自動車検査証（写）

②登録識別情報等通知書（抹消登録証明書）（写）

③保安基準適合証（写）

④自動車予備検査証（写）

⑤完成検査終了証（写）

(2) 別添の希望番号申込書（送付用）に所要事項を記入のうえ、前号の①から⑤までのいずれかを添えて、郵送又はFAX送信する。

4 インターネットにより申し込む方法

インターネットにより希望番号予約受付システムに接続し、所要事項を入力して申し込む。

5 次に掲げる場合は、予約申込の受付をしません。

(1) 管轄外の地域に係る希望番号の申込みがあったとき

(2) 自動車の使用者の氏名又は名称の記入が無いとき

(3) 車台番号の記入の無いとき

(4) その他申込書の記入欄に所要事項の記入が無いとき

(5) 抽選対象希望番号については、同一の車台番号の自動車について重複して申込みがあったとき

(6) その他定められた手続きによらない申込みがあったとき

6 登録申請の際に次の事項が希望番号の予約の申込の際と異なっている場合は、希望登録番号による登録ができません。

- (1) 自動車の使用者の氏名又は名称及び車台番号
- (2) 車種分類、用途又は標板の大きさ

(抽選対象希望番号)

第8条 抽選対象希望番号は次の20通りとし、自家用自動車(規則別表第三第2号に掲げる自動車をいう)について予約申込を受付けます。

1	※3	※5	7	8	※11
※55	88	333	555	777	888
1111	※1122	※1188	3333	5555	7777
※8008	8888				

(※岐阜管轄のみ)

その他の自動車については、すべての番号を一般希望番号の取り扱いとし、抽選対象希望番号の取り扱いはありません。

2 抽選対象希望番号の申込を受付けた場合は、抽選年月日及び有効期間(抽選年月日から起算して6業務取扱い日までの期間)等を記入した抽選対象希望番号受付証(以下「受付証」という。別紙様式3)を、交付します。

ただし、前条第3項の郵送等により受付けた場合は、電話またはFAX等により受付証に記載された事項をお知らせします。

また、インターネットにより受付けた場合は、申込完了メールで受付番号をお知らせします。

3 抽選対象希望番号については毎週月曜日午前0時を定例日時として、前週に受付けた申込について抽選を行います。但し、申込受付の締め切りは日曜日午後9時として、翌日月曜午前0時に抽選を行います。したがって日曜日午後9時を過ぎた申込は次回の抽選となります。

4 一回の抽選における当選数は、以下のとおりとします。

次の20通りの抽選対象希望番号については、4個とします。ただし、小型乗用車及び小型貨物車にあつては、8個とします。

1	※3	※5	7	8	※11
※55	88	333	555	777	888
1111	※1122	※1188	3333	5555	7777
※8008	8888				

(※岐阜管轄のみ)

5 抽選は、中央センターにおいて電子情報処理組織により乱数表を利用して機械的に行います。

6 抽選結果は、予約センターに掲示します。

なお、前条第3項の郵送等による申込者には、抽選結果を電話またはFAX等によりお知らせします。

また、前条第4項のインターネットによる申込者には、抽選結果をメールでお知らせします。

- 7 抽選対象希望番号の当選者には、受付証に記入されている有効期間内に当該受付証と引き換えに、自動車登録番号標の交付可能年月日を記入した希望番号予約済証（以下「予約済証」という。別紙様式4）を交付します。
- 8 予約済証の交付を受けないまま受付証に記入されている有効期間を経過した場合は、当選を無効とし、受付証は失効とします。
- 9 インターネットによる申込者は、完了メールで指定した有効期間内に交付手数料を納付しなければ当選は無効とします。また、予約済証は第11条第3項の規定により交付します。

（一般希望番号）

第9条 一般希望番号は、すべての登録自動車について予約申込を受付けます。

- 2 一般希望番号は、当該番号が払底しない限り申込を受付けます。

（希望番号の払い出し方法及び払い出し順）

第10条 自動車の種別、及び、用途による分類番号を表示する三桁のアラビア数字又はローマ字、及び、自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字については、平成29年3月30日付け自管第279号国土交通省自動車局自動車情報課長通達に準じて処理します。

（予約に伴う交付手数料の收受）

第11条 予約済証を交付するときは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第27条の規定により認可を受けた希望登録番号標の交付手数料を申し受けます。

- 2 第7条第3項に規定する郵送等による申込みの場合は、申込みのときに、前項の交付手数料及び所定の郵送事務手数料を申し受けます。ただし、抽選対象希望番号については申し込み時に所定の郵送等事務手数料を、当選後に前項の交付手数料を申し受けます。

- 3 第7条第4項に規定するインターネットによる申込みの場合は、申込完了メールで指定する方法により第1項の交付手数料を申し受けます。

ただし、抽選対象希望番号については、抽選の結果当選したときに抽選結果メールで指定する方法により第1項の交付手数料を申し受けます。

また、予約済証は申込完了メールに記載されている受付番号を予約センターに配置する受付端末機に入力して印刷した二次元バーコード、または希望番号システムから提供を受けた二次元バーコードを、交付可能期間内に予約センター窓口へ提出または提示されたとき交付します。

（自動車登録番号標の製作及び納品）

第12条 予約が完了した時は、直ちに自動車登録番号標の製作者に該当番号標の製作を依頼し、予約済証に記入された交付可能年月日の前日までの納品を指示します。

- 2 納品された自動車登録番号標は、予約センター内の専用保管庫に仕分整理して収納します。
- 3 自動車登録番号標の交付可能年月日は、予約センターに掲示します。

第3章 自動車登録番号標の交付

(自動車登録番号標の交付)

第13条 自動車登録番号標は、予約済証に記入された交付可能年月日以降、適正な登録手続きが行われた後、予約センターで予約済証と引き換えに交付します。

- 2 予約センターは回収した予約済証を1ヶ月毎にまとめ、速やかに岐阜運輸支局長（飛騨にあっては飛騨自動車検査登録事務所長）に送付します。

(予約済証の有効期間)

第14条 予約済証に記入された有効期間（交付可能年月日から起算して1ヶ月間）を経過した時は、予約は失効とします。

- 2 天災その他やむを得ない事由により、予約済証の有効期間内に登録を行う事が困難である場合には、申出により岐阜運輸支局長（飛騨にあっては飛騨自動車検査登録事務所長）と協議の上、有効期間の延伸を行う場合があります。その場合、予約済証に記載してある有効期間内の第3条及び第4条の業務受付時間内に予約センターへの申出が必要となります。
- 3 第1項、第2項の申出が当初の予約済証の期限内に無き場合には、当該自動車登録番号標を道路運送車両法施行規則第9条の規定に準じる方法により直ちに廃棄します。
- 4 有効期間による失効の事前連絡として、申込者が申込受付に際し連絡先として電子メールアドレスを届出している場合には、有効期限が経過する前（10営業日前と3営業日前）に、申込者に対して失効予告を電子メールにより連絡をします。

(解約等の場合の交付手数料)

第15条 予約が完了した後、申込者の都合により解約された場合、第7条第6項により希望登録番号による登録ができなかった場合又は第14条により予約が失効し希望登録番号による登録ができなかった場合は、第11条により収受した交付手数料は返還しません。

第4章 雑 則

(受付証又は予約済証の再発行)

第16条 受付証又は予約済証を滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合は、所定の申込書に所要事項を記入のうえ、予約センターの窓口を持参し再発行を申し込むものについてこれを受付けます。

- 2 前項の申し込みを受付けた場合は、所定の事項を確認のうえ、受付証又は予約済証を再発行します。再発行したときは、所定の再発行手数料を申し受けません。

(予約済証再発行の郵送等による申込受付)

第16条の2 予約済証の郵送等による再発行の申込は、別添の希望番号申込書（送付用）に所要事項を記入の上、次のいずれかを添えて郵送又はFAX送信に

より予約センターに申し込むものについてこれを受付けます。

- ①自動車検査証（写）
- ②登録識別情報等通知書（抹消登録証明書）（写）
- ③保安基準適合証（写）
- ④自動車予備検査証（写）
- ⑤完成検査終了証（写）

2 前項の規定による申込みの場合は、前条第2項の再発行手数料及び所定の郵送事務手数料を申し受けます。

3 第1項の申し込みを受けた場合は、所定の事項を確認のうえ、前項の手数料の入金を確認した後、予約済証を再発行します。

（解約等に係る希望登録番号の取扱い）

第17条 第15条に規定する解約等の場合の予約済証に係る希望登録番号については、相当期間経過後再利用に供することにします。

（業務運営要領の公表）

第18条 この業務運営要領は予約センターに掲示します。

附則

この業務運営要領は、平成10年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成11年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成13年1月4日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成16年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成17年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成18年5月8日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成21年5月7日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成22年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年5月7日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年6月9日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年9月29日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成29年2月13日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成30年6月11日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和元年5月5日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和2年2月3日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和3年12月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和4年4月21日から適用する。